

サテライト設置届提出書類一覧（訪問看護・介護予防訪問看護）

■届出について

- ・事前相談を終えていることが要件となります
- ・変更のあった日から10日以内に届け出てください。

■提出書類一覧

【サテライト設置届】

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
訪問看護ステーションの出張所の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届出書</li> <li>・指定に係る記載事項（付表3-2）</li> <li>・訪問看護事業（介護予防含む）の運営規程</li> <li>・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(サテライト用)</li> <li>・申請者（法人）所有の事業所でない場合は賃貸借契約書の写し(原本証明要)</li> <li>・サテライト事業所の平面図・案内図</li> <li>・サテライト事業所内外の写真カラー</li> <li>・誓約書</li> <li>・建築指導部局との協議記録（協議様式4）※ ※東大阪市内にサテライトを設置する場合のみ必要となります。</li> <li>・指定に係る記載事項（付表5-2）※ ※「訪問看護ステーションの実施する居宅療養管理指導」の指定を同時に受けている場合は必要となります。</li> </ul>	来庁	<p>サテライトの設置と同時に区画変更や事業廃止がある場合は他に届出が必要となります</p> <p>サテライトの設置に伴い拠点事業所の実施地域等の項目が同時に変更となる場合、内容により「付表3」、「付表5」も必要になります。</p> <p>拠点事業所等に移転する場合はサテライトの設置届と併せて届出が必要となります。</p>

（問合せ先）東大阪市 福祉部 介護事業者課 電話 06-4309-3318

※健康保険法（医療保険給付関係）に基づく変更の届出については、近畿厚生局に提出する必要があります。届出が必要な事項、様式等は異なりますので、詳細は下記へお問合せください。

近畿厚生局指導監査課 06-4791-7316

〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22大江ビル8階